

# 地方自治法施行70周年記念式典



天皇、皇后両陛下が御臨席された記念式典（写真提供：共同通信社）

## 町民と協働のまちづくりが認められる

### 長島町が総務大臣表彰を受賞

地方自治法施行70周年記念式典が11月20日、東京千代田区の東京国際フォーラムで開催され、地方自治功労者として長島町が総務大臣表彰を受けました。

自治体の運営に関するルールを定めた地方自治法の施行から70周年を記念したこの式典には、天皇、皇后両陛下や安倍晋三首相、自治体関係者ら約3500人が参加。天皇、皇后両陛下が御臨席され、東京消防庁音楽隊による国歌吹奏や総務大臣による式辞の後、地方自治功労者の団体表彰を本町が授けられました。

本町は『夢と活力があり住民一人ひとりを大切にする福祉の充実したまちづくり』を基本理念に掲げ、九州内の町村では初となる福祉事務所の開設や、町民と協働で治道を石積み花壇などで彩る「ぐるっと一周フラワーロードづくり」事業、農業・水産業のブランドづくりや婚活・出産、子育て支援の拡充などを推進する地方創生に取り組んできました。このようなさまざまな特色ある施策を、地

域とともに展開してきたことが認められて表彰されたものです。

式典では、国会（立法院）、内閣（行政府）、最高裁判所（司法院）の代表者が祝辞を述べ、安倍首相は「地域の活力なくして日本の活力はない。国と自治体は力を合わせて未来を開いていかなければならない」と訴えました。

式典後には「地方自治法70年の歴史と展望」と題したシンポジウムも開かれ、人口が減少する社会における地方自治制度のあり方について討論されました。

地方自治法は憲法と同じ昭和22年5月3日に施行され、私たちの地域のことは自分たちが責任をもって行おうと定められました。住民の意見を反映させやすい環境で、地方公共団体独自の条例を制定することで、その地域に密着した政治を行えるのが地方自治です。

同法には、都道府県や市区町村の組織と運営の基本、国と自治体の関係が規定されています。